

平成 24 年 4 月 20 日

各 位

株式会社 三井住友フィナンシャルグループ
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行

SMB C 日興証券に対する金融庁による行政処分について

子会社である SMB C 日興証券株式会社に対して、本年 4 月 13 日、証券取引等監視委員会が、金融庁に行政処分を行うよう勧告しておりましたが、本日、SMB C 日興証券は、金融庁より法人関係情報に係る管理態勢の不備及び不適切な勧誘行為が認められるとして業務改善命令を受けました。

私どもといたしましては、今回の SMB C 日興証券株式会社に対する行政処分を厳粛に受け止め、深く反省いたしますとともに、お客さまならびに関係者の皆さまに多大なご迷惑をお掛けしますことを、改めて、心よりお詫び申し上げます。

今後、グループ全体の法令遵守態勢および内部管理態勢の一層の強化を図り、再発防止に向け、全力で取り組んでまいります。

以 上